

北海道障がい者条例の概要

公 布 平成21年3月31日
全面施行 平成22年4月1日

「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」（略称：北海道障がい者条例）は、障がいがあっても安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを目指し、障がいのある方の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進するための条例です。

障がい者が生活の中で感じる不便さは、けがや病気をしたり、年齢を重ねることにより、だれもが体験する身近な問題でもあります。

「障がいのある人が当たり前で暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域です」
このような考えのもと、道民のみなさんと一緒になって地域づくりを進めていきます。

◆ 「北海道障がい者条例」の主な施策（3つの柱）

1 障がい者の権利擁護を進めます

障がい者への「虐待」や「差別」を禁止するとともに、障がい者が障がいのない人と実質的に同等の日常生活を営むことができるようにするために必要な配慮（合理的配慮）に努めることとしています。

2 障がい者の暮らしやすい地域づくりを進めます

障がい者が地域で安心して生活するためには、困った時に気軽に相談できることなど、様々なサポート体制が必要です。

条例では、市町村が進める相談支援体制づくり等の指針となる「地域づくりガイドライン」を策定するとともに、指針を活用した地域づくりに対する助言等を行う「地域づくりコーディネーター」を配置し、市町村の取組を支援します。

3 地域で生き生きと暮らせるよう、働く障がい者を応援します

「北海道障がい者就労支援推進委員会」を設置し、障がい者の就労支援の施策を検討しています。

また、「北海道就労支援推進計画」に基づき、障がい者に対する支援はもとより、働く障がい者を支援する企業の取組のPR（認証制度）や指定法人を中心とした企業や事業所等の多様な就労支援のためのネットワークづくりなどを進めます。

◆ 虐待や差別、暮らしづらさの解決のための手段

○ 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会（地域づくり委員会）

地域づくり委員会は、中立公平な立場に立って、虐待や差別、暮らしづらさに関する地域の課題等について、当事者や関係者と協議等を行いその解決を図ります。

○ 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部（推進本部）

推進本部は、知事を本部長とし、総合的かつ計画的な障がい者施策の推進を図るための協議を行うとともに、地域づくり委員会から求められた地域の課題等については、学識経験者からなる調査部会で審議し解決を図ります。

障がい者の権利擁護を推進します

～虐待や差別の解消と道民のみなさんの理解促進～

権利擁護を進めるために

条例では、障がい者に対する虐待や差別を禁止するとともに、地域づくり委員会において虐待や差別に関する事案を協議しその解決を図ることとしています。

また、地域づくり委員会での成果については、広く道民のみなさんに公表して障がいや障がい者に対する理解の促進を図ります。

条例では、「虐待」や「差別」を禁止しています

虐待とは：

身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待、経済的虐待の5つを定義しています。

<虐待の具体例>

- 殴る、蹴る、たばこを押しつけるなどの暴行を加える。
- 話しかけられても無視する、拒否的態度を示す。
- 「そんなことをすると外出させない」など、言葉により脅迫する。
- 本人の同意を得ないで年金等の財産を勝手に処分する。 など

差別とは：

①直接的・間接的な差別

直接、間接を問わず、正当な理由なく、障がいのあることを理由として、障がい者を区別、排除又は制限すること。

②合理的な配慮の欠如

障がい者が、障がいのない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするために必要な配慮を欠いていること。ただし、過度の負担を課すものを除く。

<差別の具体例>

- 車いすでの入店を断る。
- 車いすでの入店は拒否しないが、店の前に段差があり入店できない状況を放置する。
- 講演やシンポジウムで、手話通訳者等を配置し、点字やルビ付きの資料を配付するなど、障がいのない人と同等の理解が得られる機会を確保するための配慮を行わない。
- 点字ブロックの上やバリアフリートイレの前に自転車や物が置かれ利用できない。

など

暮らしやすい「地域づくり」を進めます

～市町村が進める地域相談支援体制づくりなどを支援します～

条例がめざす相談支援体制とは

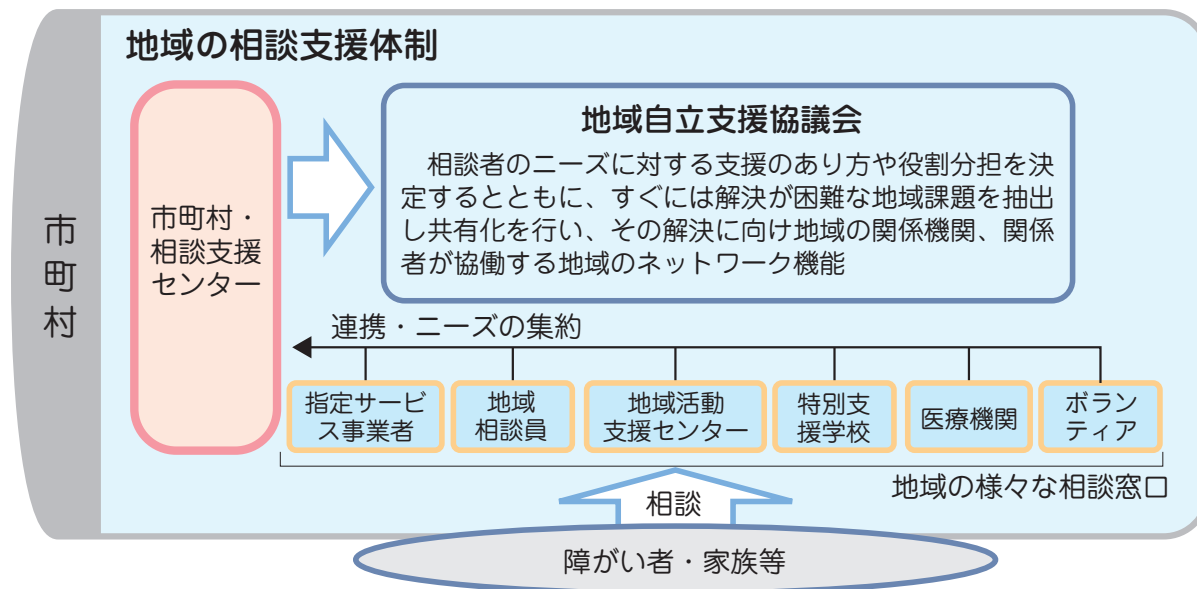
○ ニーズをしっかりと受け止めることができる相談窓口

市町村には相談支援センター等の相談窓口がありますが、それだけでは必ずしも障がい者やその家族の相談の場が確保されたことにはなりません。

普段、障がい者や家族が悩みを打ち明けやすい人々(学校の担任の先生、作業所等の職員、かかりつけ医や民生委員など)とも連携し、ニーズが相談支援センターに集約される地域の仕組みが必要です。

○ ニーズに添った必要な支援につなぐネットワーク(地域自立支援協議会)

様々な支援を行っている事業者やボランティア等地域の関係者が連携し、ニーズに添った支援を提供したり、関係者が地域の課題を共有してその解決を図る地域のネットワーク機能が必要です。



条例に基づく道の取組

- 条例では、相談支援体制づくり等の基本的な指針となる「**地域づくりガイドライン**」を策定するとともに、この指針を活用し市町村が実施する地域づくりに対し助言等を行う「**地域づくりコーディネーター(支援員)**」を全道に配置し、市町村の取組を支援することとしています。

地域で働くことに挑戦する障がい者と その障がい者を支える企業等を応援します



就労支援推進計画の取組 4つの柱

I 道民、企業等の応援体制づくり ～ 理解の促進

障がい者の雇用や就労に対する道民や企業の理解が深まるよう取り組みます

II 福祉的就労に対する支援 ～ 工賃の向上

福祉事業所等の収益向上や販路拡大を図り、工賃（賃金）の向上を図ります

III 一般就労の推進 ～ 一般就労への移行促進

障がい者一人ひとりの意欲や適性に応じた一般就労ができるよう取り組みます

IV 多様な就労の場の確保 ～ 働く選択肢の拡大

障がい特性や地域の実情に応じた働く場の確保に取り組みます

〔めざす姿〕

障がいがあっても、いきいきと働くことのできる地域社会づくり

◆ 「支援する企業」を「見える」ようにし、積極的に「みんな」で応援！

北海道認証



障がい者就労支援企業
働く障がい者を支援しています
★一認定ポイントに応じて付与

<障がい者就労支援認証制度>

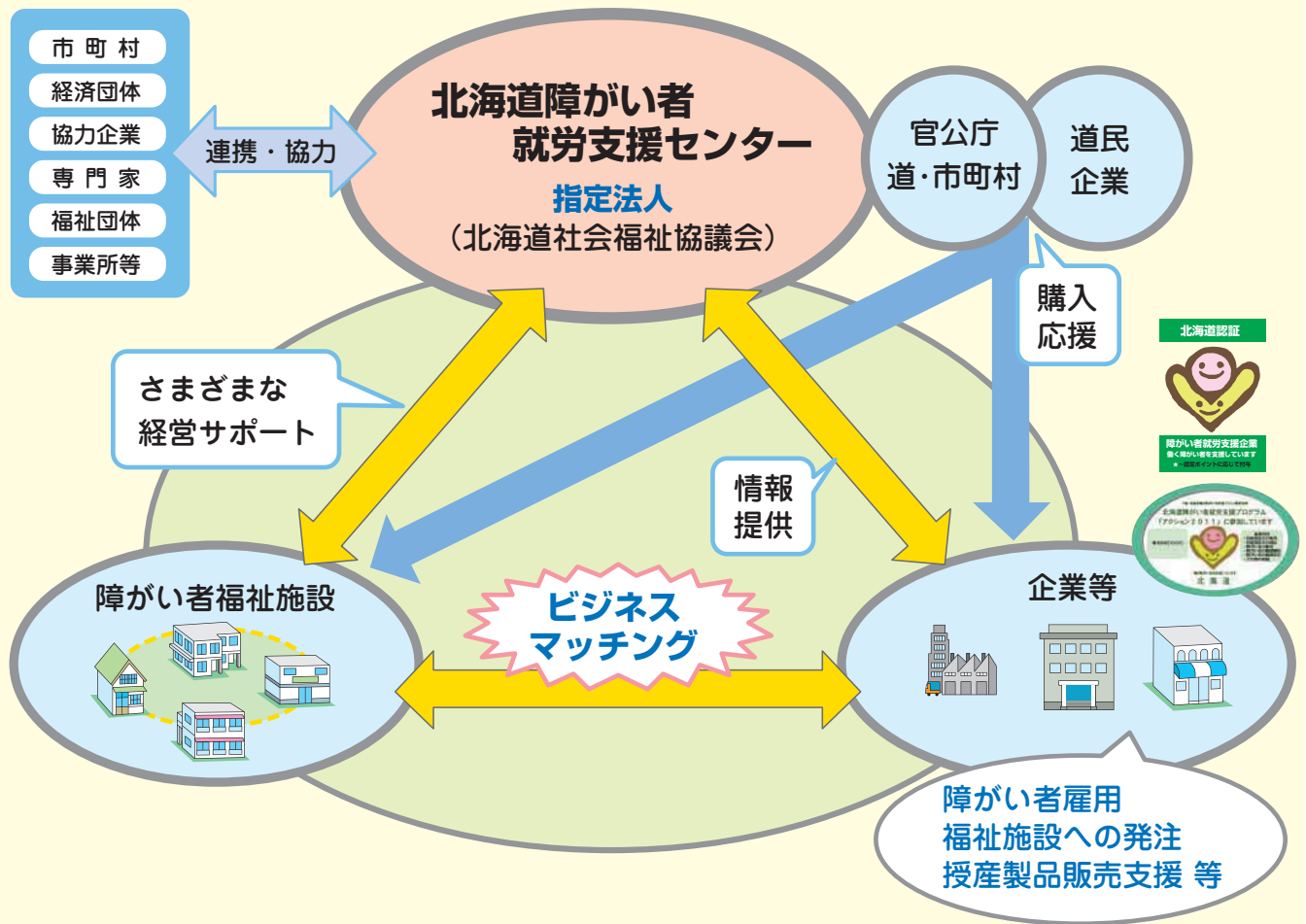
- 障がい者の多数雇用や授産製品等の優先調達など障がい者の就労を支援する企業を一定の基準により評価・認証します。
- その認証企業の取組のPRを通じて、他企業や道民に就労支援の輪を広げます。
- 認証を受けると道の低利融資制度や入札等の配慮を受けることができます。



<障がい者就労支援プログラム「アクション2011」>

- 働く障がい者の応援に取り組む企業と市町村を、応援団（サポーター的存在）として「アクション2011」に登録し、企業名とともに、応援の取組を道庁ホームページで公表します。

サポート体制の全体像 ～みんなが関わる就労支援～



◆北海道障がい者就労支援センターの役割 <授産事業所等の経営・事業をサポート>

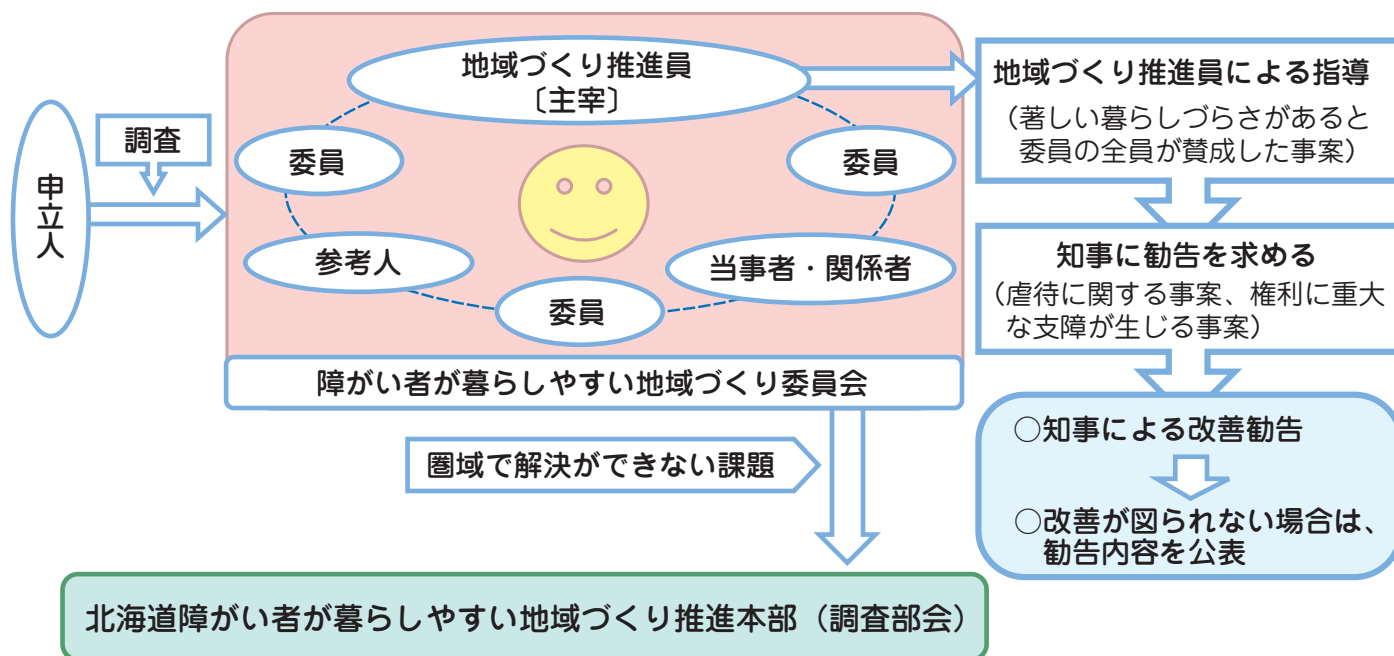
経営・事業改善	<p>《工賃向上計画策定支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○経営コンサルタントや企業OB等による経営・技術相談 等
事業所間連携推進	<ul style="list-style-type: none"> ○モデル事業所紹介（異業種事業所視察会等） ○共同購入、共同受注等の推進
販路確保・拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○マッチング事業〈共同受注システム〉 ・専門コーディネーターによるマッチングサポート、商談会 ・専用ホームページ「ナイスハートネット北海道」の運用 (http://nice-heart-net.jp/)
商品・サービス 開発	<ul style="list-style-type: none"> ○市場ニーズ調査、商品評価 ○商品開発研修 等
普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○企業認証制度及びアクション2011の普及促進

虐待や差別などの暮らしづらさに対する取組

～「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」～

地域づくり委員会は、中立公平な立場に立ち、当事者や関係者との話し合いにより、虐待や差別、その他障がい者の暮らしづらさの解決を図ります。

- ・地域づくり委員会は、総合振興局（振興局）の14圏域ごとに設置しています。
- ・地域づくり委員会は、委員長役の地域づくり推進員と障がい者、地域住民、学識経験者及び行政関係者からなる10名以内の委員で構成しています。
- ・地域づくり委員会では話し合いによる解決が原則ですが、虐待や重大な権利侵害を含む悪質な事案については、地域づくり推進員による指導、知事による改善の勧告、さらには勧告内容の公表を行うことができます。
- ・地域づくり委員会では様々な地域の課題についても協議を行い、圏域だけでは解決が困難な課題については推進本部に審議を求めることができます。

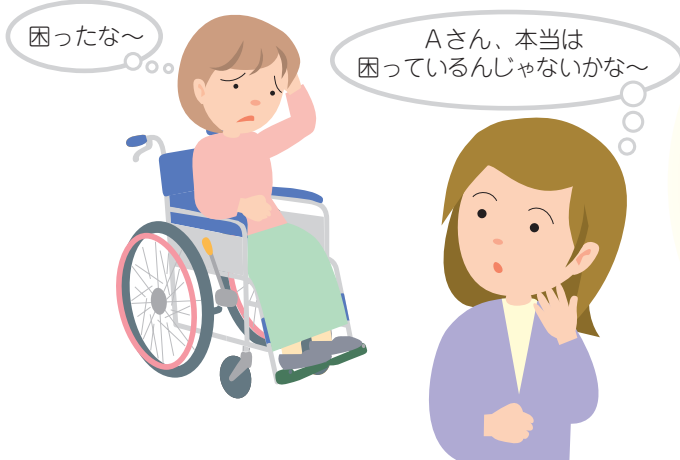


○地域づくり委員会事務局の連絡先

ご相談は、最寄りの地域づくり委員会事務局（総合振興局（振興局）社会福祉課）へ

圏域	電話番号	FAX 番号	圏域	電話番号	FAX 番号
空知	0126-20-0111	0126-25-6759	上川	0166-46-5982	0166-46-5203
石狩	011-204-5861	011-232-1090	留萌	0164-42-8317	0164-42-4715
後志	0136-23-1938	0136-22-5846	宗谷	0162-33-2573	0162-33-2628
胆振	0143-24-9836	0143-22-5285	林-ツク	0152-41-0687	0152-45-0494
日高	0146-22-9478	0146-22-7712	十勝	0155-27-8516	0155-27-2188
渡島	0138-47-9537	0138-47-9225	釧路	0154-43-9255	0154-41-2235
檜山	0139-52-6651	0139-52-3010	根室	0153-23-6915	0153-23-6176

地域づくり委員会に申立てたらどうなるの？



地域づくり委員会には、障がい者や家族ばかりではなく、障がい者に対する虐待や差別、暮らしづらさに気づいた**どなたでも**相談することができます。

① 申立て

どなたでも、地域づくり委員会に、協議等の申立てを行うことができます。申立て先は、総合振興局（振興局）の社会福祉課です。

※ 申立ては文書（協議等申立書）で行いますが、まずは電話でご相談ください。

② 調査

申立て内容の事実について確認するため、当事者や関係者（申立人、暮らしづらい状況にある障がい者、暮らしづらさの原因とされた人など）に面接し、聴き取りを行います。

③ 協議・あっせん

地域づくり委員会では、調査で確認した事実や当事者の主張等をもとに、当事者双方の参加を求め、中立公平な立場から話し合いによる解決をめざします。

※ 暮らしづらい状況にある障がい者と同じ障がいのある人など（参考人）も参加します。

地域づくり委員会が「著しい暮らしづらさ」があると認めた場合

④ 地域づくり推進員による指導

暮らしづらさの原因とされた人に対し文書による指導を行います。

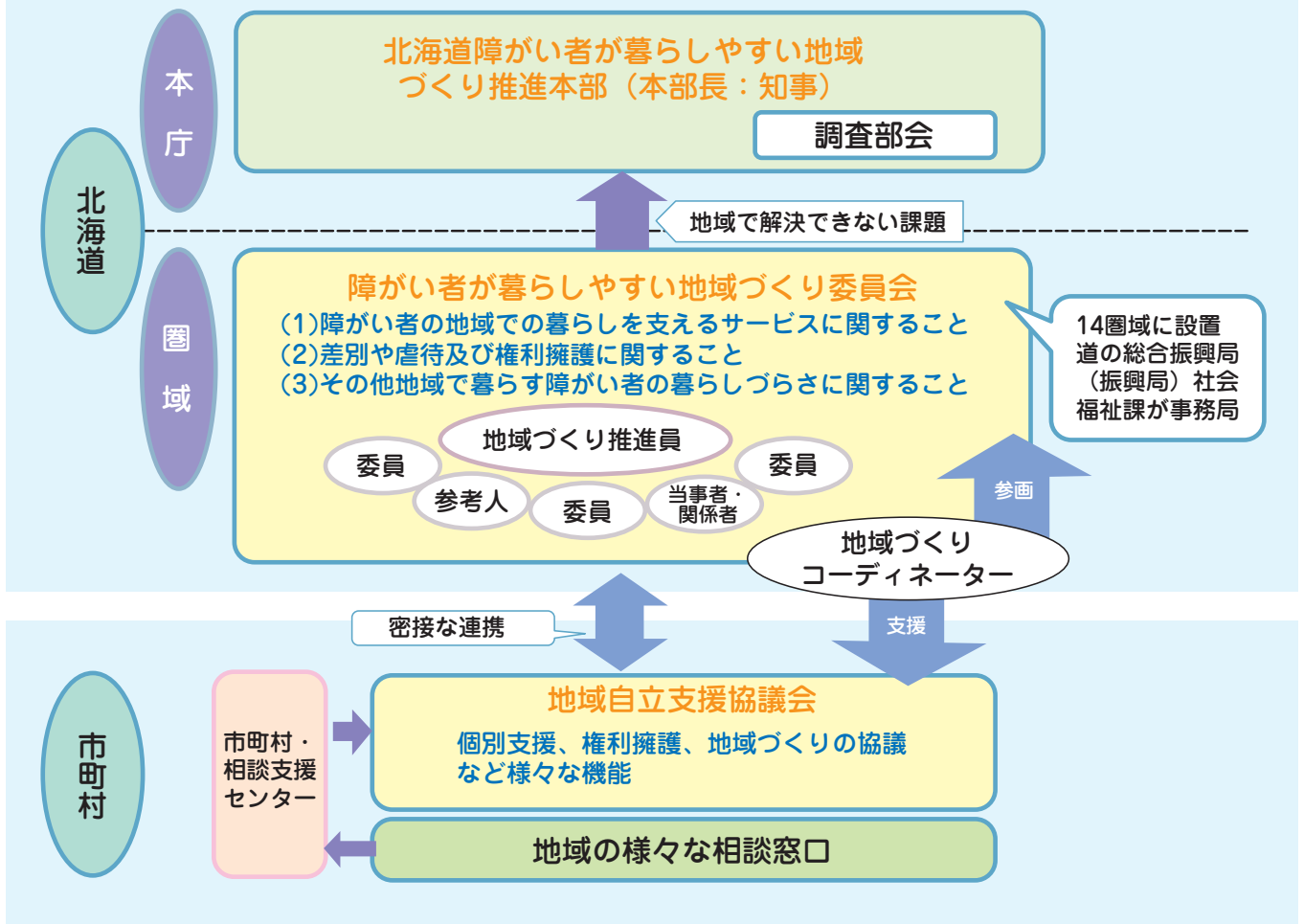
指導によっても改善されない虐待や重大な権利侵害の場合

⑤ 知事による改善勧告と公表

指導によっても改善されない虐待や障がい者の権利に重大な支障を及ぼすものについては、知事が改善を勧告することができます。

勧告によっても改善されない場合は、勧告内容を公表することができます。

条例が目指す重層的な地域の支援体制



条例では、市町村の地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制づくりを道が支援するとともに、市町村だけでは解決が難しい広域的な課題などについては地域づくり委員会で、また、全道的な課題等については、地域づくり推進本部の調査部会で協議する重層的な支援体制づくりを推進します。

- 条例の施行にあたり、道では、次の点に配慮することとしています。
 - ・ 障がい者の参画を基本とし、関係者や地域住民との対話を重視すること
 - ・ 障がい者が必要とする地域の支援体制づくりを通し、道内各地域の地域間格差の是正に資すること
 - ・ 福祉の枠を超えて、幅広い関係者や関連する施策と連携・協働する取組を推進すること
 - ・ 障がいや障がい者に対する道民の理解の促進を図ること
- 道民のみなさんが、自分たちの住むまちの暮らしやすい地域づくりを考え、活動する上で、ぜひ、この条例を活用し育てていただくようお願いします。

「障がい者が当たり前で暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域です」

北海道障がい者条例に関する詳しい情報は、道のホームページをご覧ください。

北海道障がい者条例 [検索](#)